

原発事故と刑事過失

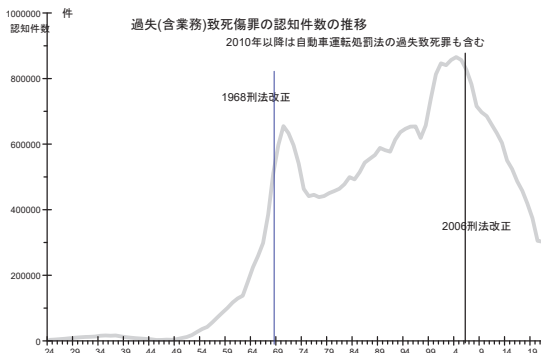
前田 雅英

1 戦後の過失犯論 実質的犯罪論への移行の原動力

(1) 過失犯の急増

昭和 30 年代の刑法領域において、過失犯論は非常に大きな位置を占めていた。当初、議論をリードしたのは、木村亀二博士、平野龍一博士、福田平博士等であった¹⁾。当時の学界状況を反映して、過失の犯罪論体系上の位置づけ、目的的行為論との関係等、刑法理論の中核に深く絡む理論的論点に関する文献が多数登場した。とりわけ、ドイツの、目的的行為論の採否、さらに「目的的行為から過失犯をいかに説明するか」を中心にしたものが多かったのである。

図 1



1) 木村亀二「過失犯の構造」『滝川先生還暦記念・現代刑法学の課題(下)』(1955年)、平野龍一「故意について」法協67巻4号361頁(1950年)、同「過失についての覚書」警察研究24巻3号(1953年)、福田平「違法要素としての故意・過失—人的違法観の考察」(同・違法性の錯誤)(1960年)、同「目的的行為論の過失犯」法律時報33巻7号(1951年)、同「過失犯の構造」刑法講座3巻119頁以下(1965年)、不破武夫「過失論」(『刑事責任論』)(1948年)。

しかし法解釈論として当然のことであるが、現実の過失事犯の対応、処罰範囲の広狭など、まさに社会から解決を求められた問題を論じる文献が次第に増えていった。戦前は、刑法犯認知件数の1%程度に過ぎなかった過失致死傷罪が、昭和30年には3%に近づき、昭和40年には16%と急増し、昭和45年には33%を超えた。その後やや沈静化するものの、25%の線を維持し続けたのである（なお平成26年5月20日に、自動車運転処罰法が施行され、交通事故に関する過失犯は、「刑法犯」から形式上は除外されている。）。このような犯罪状況（さらにはその被害の増大）が過失犯論の「隆盛」を支えたことは疑いない。

交通事故関連の過失犯論は、信頼の原則などの採否、さらには理論的対立も含め、主として立法論の場で機能していった面もある²⁾。多発していった交通事故の処理と結びついて、道路交通法の整備や、それによって導かれる「結果回避義務」の法定化が進み、後述の「新過失論」の支持を拡げていったと思われる。

そのような価値判断を背負って、昭和20年代から30年代の過失犯論をリードしたのが、井上博士、西原博士、藤木英雄博士、板倉宏博士の展開した新過失論であった³⁾。木村亀二博士、福田平博士の過失論も、「新過失論」に分類されるべきではあるが、現実の過失犯の多発化を明確に意識した過失論とは、実質的に異なるともいえるように思われる。

2) 図1に見られるように、過失犯の認知件数は、刑法211条の法定刑が1968年に3年から5年に引き上げられ、2006年には罰金の上限が50万円から100万円に引き上げられ、2007年6月に、自動車運転過失致死傷罪を新設する改正刑法が施行され、法定刑として、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金が定められた（なお、1991年に、交通事件即決裁判手続法の一部改正があり罰金の上限が5万円から50万円に改められている）。

3) 井上正治『判例にあらわれた過失犯の理論』269頁、井上『過失犯の構造』81頁。同「過失犯と目的的行為論」法律のひろば1959年8月号（1959年）、同「過失犯の違法性」法学教室2号（1961年）、藤木英雄「過失犯の考察」（法協74巻1・3・4号（1957年）、西原春夫「西ドイツにおける過失交通事故犯」刑法雑誌10巻2号（1960年）。

(2) 新過失論の実態

戦前の形式的過失論は、過失とは、不注意、すなわち注意義務に違反して犯罪を実行する場合であるが、犯罪の「構造論」としては、故意論を土台に考えるべきだとされてきた。故意犯と過失犯で異なるのは、責任の要素だけで、構成要件と違法性のレベルでは、基本的に差異はないとされ、客観的に結果が発生し、因果関係が認められれば、責任要素としての過失の有無が論じられたのである⁴⁾。

これに対して、第二次世界大戦後、昭和 20 年代から徐々に有力化した新過失論は、①過失犯は、違法性のレベルにおいても故意犯と異なるとし、②結果予見可能性中心の過失概念を結果回避義務（客観的注意義務）中心に変更すべきとした（前田雅英『刑法総論講義 7 版』（2019）209 頁）。そこでは、注意義務は違法要素か責任要素か、さらには構成要件要素かという「体系論」も意識されていた。

ただ、新過失論の実質的特色は、経済活動の発展、とりわけ自動車運転行為等の社会的有用性を重視して、結果回避義務を緩やかに設定することにより、過失の処罰範囲を限定することにあつたといつてよい（それを、端的に表現したのが 19 世紀末以来ドイツで主張された「許された危険」の考え方である）。安全施策も、経済的・経営的を衡量して、合格最低限の回避措置さえ尽くせば十分であるとされた（藤木英雄『過失犯の理論』（1969）60 頁参照）。

注目すべきなのは、交通事故の多発化が、「事故を禁圧するために過失処罰範囲の拡大すべき」という議論には繋がらなかったという事実である。犯罪の増加が、処罰の厳格化という国民の規範意識を変化をもたらすことは誤りではないが、犯罪の増減以外の様々な事情も影響するのである。少なくとも、昭和 30 年代の新過失論の隆盛は、戦後復興期の経済成長重視の思潮により大きく

4) 木村亀二博士は『新刑法読本』（1948 年）では、過失とは「犯罪事実の認識がなかった場合」の内、「その事実を認識すべきであり且つ認識することが可能であった場合をいふ」とする（207 頁）。そして、「認識すべきであり且つ認識することが可能であったのに認識しなかったといふのは、不注意のあった場合である。」（230 頁）として、旧過失論の説明をされていた。

影響されていたように思われる。「インフラとして、道路交通の円滑な利用が確保されなければならない、一定の基準を遵守した運転であれば、刑事処罰は限定されるべきである」、という刑法解釈が、「社会の発展のためには、経済活動を阻害しない範囲のコストでの安全施策をとればよい」という社会全体の価値判断によってもたらされたのである。それに加えて、日本国憲法の制定や戦前の反省から導かれる「刑罰謙抑主義」の主張が、昭和40年頃までの刑法学界を支配していたことが影響していたと思われる。

(3) 新・新過失論 — 規範意識の転換と過失処罰範囲の拡大

ヒ素ミルク事件等の大規模な食品事故の後、昭和40年代に入ると、水俣病、イタイタイ病など公害に関する事件・事故とそれに伴う訴訟が多発し、我国の過失犯論は、再び大きく方向を転換することになる。環境、生活基盤などへの国民の危機意識のたかまりを背景に、新過失論の目差した過失犯処罰の限定とは真逆の、過失処罰拡大の動きが生じる。そして、それらは新・新過失論（不安感説・危惧感説）と呼ばれていく。

結果回避義務中心の過失犯論であるという意味では新過失論とまったく同一であるが、結果回避義務の内容については被害の重大性に鑑み、その内容を非常に厳格なものと解する点では、新過失論とはまさに逆の方向性を持った理論であり、高度な結果回避義務を課す前提として、具体的結果の予見可能性は不要で、行為になんらかの不安感（危惧感）を伴えば過失責任を問うとする理論である。過失犯論の構造を形式的に捉えれば新過失論そのものであるが、実質的には新過失論と正反対の議論なのである。

そして、この不安感（危惧感）説を完成させたのも、新過失論の中心にいた藤木博士であった。藤木博士は、多数の乳児の死傷結果を生ぜしめた森永ヒ素ミルク事件に関する、第1審無罪判決を覆したとなった高松高判昭41年3月31日（高刑集19・2・136）の「食品添加物以外のものを食品に添加する場合に

は一抹の不安を感じざる筈である」として注意義務違反を認めた判旨⁵⁾を發展させ、不安感説を理論化した(藤木・前掲『過失犯の理論』183頁)。

「処罰範囲拡大の価値判断」が、不安感概念をもたらす。「具体的予見可能性」を要求すると、高度な結果回避措置は導けないからである。そして「未知の危険」に関する事故について、過失処罰を認めないのは不合理だとする⁶⁾。そこで、不安感が存在する以上、それを払拭するだけの結果回避措置を要求すべきだと主張した。「結果回避措置を基礎付けるだけの予見可能性」という縛りは、希薄化するのである。

しかし判例は、危惧感説について消極的だとされ⁷⁾、平成に入って危惧感説を採用した判例は存在しないとされている⁸⁾。しかし、JR 西日本脱線に事故や東

5) このような動きを象徴し、かつこのような動きの原因ともなったのが、森永ヒ素ミルク事件であった。ヒ素を含んだ薬品を添加した粉乳を製造し多数の乳児を死傷させたという事件で、徳島地判昭 38・10・25 (判時 356・7) は、まさに新過失論を採用して、薬問屋を信頼してよいなどの理由を挙げ、工場長などの過失責任を否定したのである。これに対し、控訴審(高松高判昭 41・3・31 高刑集 19・2・136)は、商取引においては注文と異なるものが納入されることがあり得ることを一つの根拠とし、「食品添加物以外の、他の目的に使用されるために製造したものを・・・食品に添加する場合において、右薬品を使用するものは一抹の不安を感じざる筈である。この不安感こそ、まさに本件で問題になっている危険の予見に外ならない」としたのである。同一の事案であるにもかかわらず、そこにあてはめられた過失論は、全く逆のものであった。

6) 危惧説は、科学実験や工事等で新しい試みをする場合、重大な結果が発生しても、それにつき経験の蓄積がない以上、具体的予見は不可能であるが、それを不可罰とすれば、常に一度目の事故は不可罰となり、不合理だとするのである(藤木『公害犯罪』93～95頁)。そして、不安感説は、不安感しか存しない一度目の事故の場合は、それに応じた軽い結果回避義務しか要求しないのだから、決して酷な結論には至らないとする。ただ、重大な侵害結果が発生した場合に、具体的にいかなる結果回避義務認めるかが重要なのである。この点こそが、後述の東電原発事故の判断において検証されなければならない。「何か今まで経験したことの内容の事故が起こるといふ不安感を払拭し得なかった」として刑事過失責任を認めることは、できないと言えよう。

7) 三井誠「予見可能性」『過失犯一新旧過失論争一』(1975年)130頁以下参照。

8) 北大電気メス事件に関する札幌高判昭 51 年 3 月 18 日 (判タ 336・172) は、「内容の特定しない一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を抱く程度で直ちに結果を予

電原発事故のように、危惧感説の問題提起の前提となった問題状況は、最近でも存在するのである。判例は、これらの問題に、どのように対応して来たのであろうか。その判断の合理性について、東電原発事故に関する東京高判令和5年1月18日（裁判所 Web）を中心に検証することにする。

2 実質的過失論

(1) 過失犯の判断枠組み

処罰範囲は、犯罪発生状況などの社会状況や国民の規範意識の変化に伴って、微妙に変化する。我国の戦後の過失論は、まさに社会・国民の規範意識の変化を見事に投影したものであった。基本的には、①行為の担っている価値の大小⁹⁾、②予想される被害の重大性と、③被害発生の予見可能性の程度と、④国民が求める結果回避義務の高度さ等を総合して衡量される（比例原則）。この比較衡量の結論は、各要素の重み付けの評価も含め、国民の規範意識に従って動いていく。過失論の変動の核心部分は、この規範意識の変動によって生じる

見し回避するための注意義務を課するのであれば、過失犯成立の範囲が無限定に流れるおそれがあり、責任主義の見地から相当であるとはいえない」とし、カネミ油症事件についての福岡高判昭57年1月25日（判時1036・35）、水俣病刑事事件の福岡高判昭57年9月6日（判時1059・17）も、はっきりと危惧感説を否定している具体的予見可能性を要求している。大谷實『刑法講義総論新版〔第5版〕』（2019年）181頁以下等参照。さらに前田雅英編『条解刑法4版補訂版』（2023年）151頁）。

- 9) 新過失論は、車を運転する行為の担う価値、とりわけ人の移動や物流等の社会的利益を重視した。新過失論は、医療行為は社会的に有用で、一定の危険を伴っても許されるとし、ダム工事や鉱業においても、社会的価値から、一定の事故死は会ツ反とはならないとしていたのである。注意義務判断において、より直接的・端的に、実行行為の価値を重視したのが東京地判平13年3月28日（判時1763・17）であった。血友病治療のためHIV感染のおそれのある薬剤の投与を継続させ、エイズの症状を発症させ死亡させた事案に関し、当該薬剤は、止血効果に優れ副作用が少ない等の長所があるのに対し、代替薬品は血友病治療に少なからぬ支障を生じ、その入手も困難であったので、当該薬剤の投与を中止しなかったことに結果回避義務違反があったとはいえないとしたのである。

のであり、過失構造論が過失の処罰範囲を動かしていくわけではない。旧過失論、新過失論、新新過失論は、規範意識の変動を「跡付けた」ものなのである。

過失とは、注意義務に違反して犯罪を実行する場合で、意識を集中していれば結果が予見でき¹⁰⁾、それに基づいて結果の発生を回避し得たのに、集中を欠いたため結果予見義務を果たさず、結果を回避し得なかった場合であるといつてよい。

そして注意義務を構成する、結果予見義務と結果回避義務の関係については、「過失における結果回避可能性ないし結果回避義務は、義務を負うべき者に対して結果発生を回避すべき具体的な措置を義務付けるものであるから、それに対応する予見可能性ないし予見義務もそのような具体的な結果回避措置との関係で論じられるべきである」といえる（前田雅英『刑法総論講義 7 版』（2019）209 頁）、最決平成 29 年 6 月 12 日刑集 71-5-315¹¹⁾。

(2) 最近の判例の過失判断

本稿にとって最も重要な先例は、同じく結果発生の予見可能性の有無が激しく争われた JR 西日本（福知山線）事故に関する最 2 小決平成 29 年 6 月 12 日（刑集 71-5-315）¹²⁾ である。最高裁は、結果予見義務と結果回避義務の関係につ

10) 判例は、予見可能性の対象を「結果」と明示し、「危険の予見可能性」は問題としていない。結果の他に「因果関係の重要部分」の予見可能性も問題とする場合もあるが、それはあくまで「結果の予見可能性」を直接認定することが困難な場合に、「因果の重要部分の認識が可能であれば結果の予見可能性を認めうる」とするためのものなのである。結果の予見可能性以外に、「危険の予見可能性」を認定することは、実務上、現実的ではない（前田雅英・前掲書 225 頁以下（中間項の理論）参照）。

11) JR 福知山線事故上告審判決である。小貫芳信裁判官補足意見で、「どの程度の予見可能性があれば過失が認められるかは、個々の具体的な事実関係に応じ、問われている注意義務ないし結果回避義務との関係で相対的に判断されるべきものである」としている。

12) 本件も、JR 西日本脱線事故と同様、検察庁が不起訴にした後、検察審査会の起訴議決によって指定弁護士が起訴したものであることに注意を要する。

いて、詳細な判断をおこなって、過失責任を否定した。JR 西日本の歴代社長である被告人らにおいて、ATS 整備の主管部門を統括する鉄道本部長に対し、ATS を本件曲線部分に整備するよう指示すべき業務上の注意義務があったのに、これを怠ったとして起訴された事件である。

これに対し最高裁は、「被告人らにおいて、運転士が適切な制動措置をとらないまま本件曲線に進入することにより、本件曲線において列車の脱線転覆事故が発生する危険性を予見できたことを前提とするものである。しかしながら、本件事故以前の法令上、ATS に速度照査機能を備えることも、曲線に ATS を整備することも義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線に ATS を整備していなかった上、後に新省令等で示された転覆危険率を用いて脱線転覆の危険性を判別し、ATS の整備箇所を選別する方法は、本件事故以前において、JR 西日本はもとより、国内の他の鉄道事業者でも採用されていなかった。また、JR 西日本の職掌上、曲線への ATS 整備は、線路の安全対策に関する事項を所管する鉄道本部長の判断に委ねられており、被告人ら代表取締役においてかかる判断の前提となる個別の曲線の危険性に関する情報に接する機会は乏しかった。JR 西日本の組織内において、本件曲線における脱線転覆事故発生危険性が他の曲線におけるそれよりも高いと認識されていた事情もうかがわれない。したがって、被告人らが、管内に 2000 か所以上も存在する同種曲線の中から、特に本件曲線を脱線転覆事故発生危険性が高い曲線として認識できたとは認められない」と判示した。

さらに、「指定弁護士は、本件曲線において列車の脱線転覆事故が発生する危険性の認識に関し、『運転士がひとたび大幅な速度超過をすれば脱線転覆事故が発生する』という程度の認識があれば足りる旨主張するが、前記のとおり、本件事故以前の法令上、ATS に速度照査機能を備えることも、曲線に ATS を整備することも義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線に ATS を整備していなかったこと等の本件事実関係の下では、上記の程度の認識をもって、本件公訴事実に係る注意義務の発生根拠とすることはできない」ともし、「被告人らにおいて、鉄道本部長に対し ATS を本件曲線に整備するよう指示す

べき業務上の注意義務があったということとはできない」としたのである。

まさに、結果発生を回避すべき具体的な措置を義務付ける結果回避義務は、「それに対応する予見可能性」を具体的事実に基づいて認定したのである¹³⁾。刑事過失には、「カーブでスピードを出しすぎれば死傷事故が起こる」という程度の危惧感では足りず、JR 西日本管内に数多くある曲線のうち、事故の発生した本件曲線に特化された脱線転覆事故発生の危険性の認識が必要だとしたのである。

(3) 結果予見義務と結果回避義務の具体的関係

問題は、結果回避義務をいかに設定し、それに対する予見義務（可能性）の程度・内容をいかに設定するかである。両者の判断は、相互に循環している。そして、「結果回避を命じるだけの予見可能性があるのか」という評価に尽きるのであるが、最も重要なのは、その評価・判断の妥当性が、時間とともに「動く」という点なのである。

藤木博士は、新過失論を展開する中で、特に交通事故に関しては、「国民は、そこまで処罰する必要がないのではないかと考えている」という評価（解釈論）を提示し、危惧感説の展開の中では、「乳児用のミルクに砒素が入っていたら大変なことになるのだから、満点の結果回避義務を課すべきなのが国民の常識である」とされたといえよう。しかも、それを盛り込んだ過失論構造は、客観的結果回避義務中心とした「同一のもの」だったのである。

結局、「どの程度厳しい結果回避を設定しうるか、それを命じるだけの予

13) 小貫芳信の補足意見も、「どの程度の予見可能性があれば過失が認められるかは、個々の具体的な事実関係に応じ、問われている注意義務ないし結果回避義務との関係で相対的に判断されるべきものであろう。これを所論が援用する判例との関係でみると、火災発生の危険があることを前提として法令上義務付けられた防災体制や防火設備の不備を認識しながら対策を怠っていた等、一定の義務発生の基礎となる事情が存在する大規模火災事例における予見可能性の問題と、そのような事情が存在したとは認められない本件のそれを同視することは相当ではないと思われる」と判示している。

見可能性があるのか」という認定に尽きる。もちろん、「裸の価値主張」だけでは、法解釈論ではない。ただ、「法理論から正しい価値判断が演繹できる」というのも誤りであり¹⁴⁾、また科学的な、客観的データから「注意義務の有無」という結論が導けるとするの、誤りである。

過失犯の判断枠組みとして示した①～④（6頁）に関する具体的事実をきちんと積み上げ、それらを綿密に検討した上での「常識判断」が必要なのである。過去の裁判例も踏まえ、「現在の日本の一般人」を基準とした価値判断を明示することにより¹⁵⁾、国民からの批判可能性を担保することが何より重要なのである。

藤木博士の過失犯論が、新過失論から危惧感説に180度転換したことには、当然、「理論の一貫性を欠く」という批判がなされてきた。ただ、今にして思うと、「国民・市民の視点を重視する」という博士の刑法解釈の基本姿勢からは、「必然の変化」だったようにも思われる。形式的犯罪論が最も重視する「理論の一貫性」は、必ずしも絶対的なものではない。事案ごとに、判断者ごとに恣意的に結論が変化することは許されないが、そのあてはめた結果がいかにも不当でも、一度立てた理論は維持すべきというの、同様に問題があると言えよう。法理論は、価値判断を内包したものだからである。

14) 新過失論を採用すれば、「森永の工場長としては、そこまでの措置をするのは困難だ」と考えることになり、危惧感説を採用すれば「乳児の口にするミルクだから、砒素の混入を防止する回避義務がある」ということになるのであろうが、なぜ、同説を採用するのかの根拠が問題なのである。同様に、「具体的予見可能性説」を採用する以上、「砒素混入の経過の予見可能性が必要である」とするの、何故「そこまで認定できなければ過失犯は成立し得ないのか」が問われるのである。「責任主義から、予見不可能な結果について帰責できない」という説明では、答えにならないのである。

15) 「具体的予見可能性説が正しい」、「危惧感説が正しい」というのは、単に結論を言い合っているに過ぎない。ただ、①～④の総合的判断は、国民の規範意識によらざるを得ないし、それを求める作業において、裁判官の立場性は入ってこざるを得ないのである。

3 東電原発事故の刑事判例

(1) 事件の概要と原審判決

本件業務上過失致死傷被告事件で問題とされた直接の被害は、地震をきっかけとする原子力発電所の爆発事故と事故収束作業により、13 名が傷害を負い、周辺の病院に入院していた患者や介護老人保健施設の入所者数百名が、長時間にわたる搬送及び待機を伴う避難を余儀なくされたために、そのうちの 44 名が死亡したというものである。しかし、冷却電源停止・炉心溶融からの爆発により生じた影響は、まさに莫大なものであり、東京電力の幹部の刑事責任は、社会的に注視されてきた¹⁶⁾。

公訴事実の概要は以下の通りである。

東京電力の代表取締役会長 X、同社フェロー等を務めた Y、原子力・立地本部本部長等を務めた副社長 Z の 3 名は、東京電力が設置した福島第一原子力発電所の原子炉施設及びその付属設備等が、想定される自然現象により、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、防護措置等の適切な措置を講じるべき業務上の注意義務があったところ、本件発電所に小名浜港工事基準面から 10 m の高さ (O.P. + 10 m) の敷地 (以下「10 m 盤」という) を超える津波が襲来し、その津波が非常用電源設備等があるタービン建屋等へ浸入することなどにより、電源が失われ、非常用電源設備や冷却設備等の機能が喪失し、原子炉の炉心に損傷を与え、ガス爆発等の事故が発生する可能性があることを予見できたのであるから、10 m 盤を超える津波の襲来によってタービン建屋等が浸水し、炉心損傷等によるガス爆発等の事故が発生することがないよう、防護措置等の適切な措置を講じることにより、これを未然に防止すべき業務上の注意義務があったのにこれを怠り、防護措置等の適切な措置を

16) 本件も、JR 西日本脱線事故と同様、検察庁が不起訴にした後、検察審査会の起訴議決によって指定弁護士が起訴したものであることに注意を要する。

講じることなく、漫然と本件発電所の運転を継続した過失により、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因して襲来した津波が、10 m盤上に設置されたタービン建屋等へ浸入したことなどにより、全交流電源等が喪失し、非常用電源設備や冷却設備等の機能を喪失させ、これによる原子炉の炉心損傷等により、発電所原子炉建屋2棟の水素ガス爆発等を惹起させて13名に傷害を負わせ、介護施設や病院からの避難を余儀なくさせるなどした被害者44名を死亡させたというものである。

本件裁判の争点の核心部分は、平成14年7月に文科省地震調査研究推進本部が公表していた、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」と略す）が、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域において、マグニチュード8.2前後の地震が、今後30年以内に20%程度の発生確率で生起する可能性があるとしていたことが、被告人等の過失責任、とりわけ結果回避義務を導くだけの根拠となり得るか、というものであったといつてよい。

原審の東京地判令和元年9月19日（判時2431=2432-5）は、Xら3名は、「長期評価」の存在を認識していたが、行為時の具体的事情を総合評価すると、本件発電所の運転停止措置という結果回避義務を課すにふさわしい予見可能性は認められず、本件公訴事実について犯罪の証明はないとして、被告人らは無罪であるとした¹⁷⁾。

無罪判決に対し、検察官に相当する指定弁護士は、「被告人らに対して運転停止措置を義務付けるに足る本件発電所への10 m盤を超える津波襲来の予見可能性が必要だとした上で、その予見可能性を認めなかったことなどにより被告人らの過失を否定した原判決には、事実誤認がある」として控訴した。

なお、第1審の無罪判決の後、Xら東電幹部に対し、連帯して22兆円の損害賠償を命じる民事判例が登場し（東京地判令和4年7月13日TKC25593168）、

17) 川本哲郎・判評742号13頁（判時2461号143頁）、稲垣悠一・専修法学論集139号237頁参照。

マスコミなどでも、刑事過失責任も問うるのではないかとの論調がより多く見られるようになっていた。もとより、民事と刑事の判断が分かれることは、その法目的が異なる以上当然ではあるが、原発の爆発事故を防がなかった過失責任という意味では、両者は密接に重なり合っている。

(2) 控訴審判決

東京高裁は、「被告人らについて、本件発電所に 10 m 盤を超える津波が襲来することの予見可能性があったとは認められないとして、発電所の運転停止措置を講じるべき業務上の注意義務が認められないとした原判決の法的な評価も妥当であって、被告人らは無罪であるというその結論を、当裁判所も維持できるものとする。」として控訴を棄却した。

【長期評価に基づく津波襲来の可能性の認識】

東京高裁は「本件発電所に 10 m 盤を超える津波が襲来するという現実的な可能性を認識させるような性質を備えた情報であったというまでの証明は不十分であるといわざるを得ない」とし、長期評価が、「過去の大地震と同様の地震」が福島県沖や茨城県沖の海溝寄りの領域においても発生する可能性があるという見解を示したことに對して、一般にこれを受け入れる素地が十分にあったとも考えられないとした上で、以下のように判示した。

長期評価の見解は、専門家委員らによる審議を経て取りまとめられたものであって、見過ごすことのできない重みを有し、特に原子力発電所においては安全性が極めて重視されることを考えると、原子力発電所の設置、運転に携わる者らとしては、見解の内容を慎重に見極めるべきであるとはいえるが、「日本海溝寄りの領域に関しては、判断の結論だけで、一般に納得可能な明確性をもって理由が提示されているとはいえない」とし¹⁸⁾、「長期評価や東京電力がそ

18) 東京電力土木グループ等も、「1896 年の明治三陸地震と同様の波源となり得る事象が福島県沖の海溝寄りで発生する可能性があるという見方が、具体的な根拠を伴う現実性のある想定として捉えられていたとはうかがわれない」と主張している。

れに基づいて試算していた数値が、本件発電所の10 m盤を超える津波の襲来についての現実的な可能性を認識させるような性質の情報であったというには疑いが残り、証明は不十分であるといわざるを得ない」と判示した。¹⁹⁾

【発電所の運転を停止すべき義務と予見可能性】

「過失における結果回避可能性ないし結果回避義務は、義務を負うべき者に対して結果発生を回避すべき具体的な措置を義務付けるものであるから、それに対応する予見可能性ないし予見義務もそのような具体的な結果回避措置との関係で論じられるべきであるという原判決の判断は正当である。」

そして、「電力事業者は、市民にとって最重要ともいえるインフラを支えており、原判決も指摘するとおり、法律上の電力供給義務を負っていて、……本件発電所の運転を停止することによって、少なくとも中期的に地域への電力の安定供給に関するリスクを生じさせ、住民の生命身体を危険にさらしたり、財産、生活、経済等に悪影響を及ぼさないかどうかは慎重に考えなければならず、漠然とした理由に基づいて本件発電所の運転を停止することはできない立場にあるといえる。」とし²⁰⁾、「長期評価その他の本件に関わる一連の経緯をもつ

19) さらに、長期評価以外の知見等についてみても、本件地震前に本件発電所へ10 m盤を超える津波が襲来する現実的な可能性を認識させるに足りる成熟したものが存在したとは認められないとし、本件発電所に10 m盤を超える津波が襲来する現実的な可能性を認識していたとは認められないと認定し、このような状況下で、被告人らに対して、いわゆる「情報収集義務」の名のもと更に注意義務があったとすることは、被告人らあるいは被告人らの指示等により東京電力が、長期評価自体が示している以上に、その見解の裏付けを探究し、土木学会等での議論よりも先に長期評価の見解を現実的な津波評価に活用できる方策を整備せよというに等しいものと考えられるとした。

また、積極的に情報を収集する義務があったのではないかという主張に対しては、「専門家による研究を委託するという指示をした以上に、被告人らにおいて更なる情報収集を行い又は命じるべき状況であったとは認められない」として、被告人らに情報収集義務があったという主張も退けた。

20) 原子力発電所の設置及び運転等については、その安全性が極めて重視されることから、原子炉等規制法をはじめとする法規により規制の対象となっており、我が国における原子力発電所の安全性は、これらの法律等及びそれに基づく行政を通じて確保する枠組みが重視されているものというべきであり、上記原子力安全委員会

ても、本件発電所の運転を停止すべき義務に応じる予見義務を負わせることのできる事情が存在したとは認められず、この点に関する原判決の判断は相当である。」と判示した。

【防潮堤等設置義務等の運転停止義務以外の結果回避義務】

指定弁護士は、防潮堤を設置したり、代替機器を浸水のおそれがない高台に準備するという措置をあらかじめ講じておけば、本件事故の結果は回避することができたという主張も論告で行っている。しかし、本件地震前にはそのような対策を立てることを可能とする知見があったとは認められず²¹⁾、「この主張は、事後的に得られた本件地震に関する情報や知見を前提として本件事故の回避可能性を論じているとしか解せず、被告人らの責任を論じる上で到底採用し難い」とし、「過失責任の原則から、予見された結果以上の危険を回避する義務を課することができない」と判示した²²⁾。

指定弁護士は、原判決が、結果回避義務は運転停止措置を講じることに尽き

安全目標専門部会の報告、保安院の動向、原判決の指摘する同様の規制下にあった他の事業者の対策状況等は、本件当時において、原子力事業者が原子力発電所の安全性について確保すべきとされる水準を判断するための重要な考慮要素になるものと考えられる。

21) 東京高裁は、「最善の形で防潮堤を設置した場合には、今回の津波の陸上からの越流はかなり止められたと考えられるという指摘やシミュレーション結果もあるが、本件地震と同様の地震が発生することが分かっていたことを前提とする対策といわざるを得ないことから、これをもってしても被告人らがそのような手段を講じることができたという証明がされたとみることはできない。」と判示した。

また、「指定弁護士が主張していたとおり、本件注意義務違反を認定するために、本件事故に至る因果的経過の逐一までが立証される必要はないが、回避義務として主張されている内容が①～④のような具体的な措置である以上、それらがどのような危険を防止できたかといった基本的な因果関係は立証される必要があると考えられる。……本件においては、事後的な観点からこのような対策が講じられていれば本件事故を防げたとされる知見・技術を、そのような観点を欠く本件地震までの時点において、どのようにすれば獲得できたはずであるのかという経緯、道筋についても明らかにされていないといわざるを得ない。」とも判示した。

22) 「指定弁護士の主張は、結果的に本件事故を防げない対策工事をしている間、本件発電所の運転を停止しなければならないというものであることになり、したがって、前提において採用できない主張であるといわざるを得ない」ともしている。

るとし、運転中止を義務付けるに足るだけの予見可能性の有無に絞って判断を示した点に関し、本件で必要な予見可能性は、防潮堤等設置等の措置を義務付けるに足りるもので十分で、原審の予見可能性の有無の判断に誤りがあると主張していることに対し、東京高裁は、指定弁護士は、原審公判前整理手続の争点整理において、「防潮堤等設置等の措置を講じて完了させることで本件事故を回避できたと主張する予定はなく、これらの措置の完了までの期間運転停止措置を講じるべきであったと主張していた。このような主張ぶりを踏まえると、原判決が、本件発電所の運転停止義務を課すにふさわしい予見可能性を認めることができるかが本件の核心であり、判断を示すべき争点であると捉えたことは当然である」とした。そして、防潮堤設置などの措置を講じ終えるまで、原子力発電所の運転を停止することにより、本件事故の結果を回避できたなどの議論は、後知恵による本件事故の回避可能性を論じているもので、防潮堤等設置等の措置に関する主張を取り上げなかった原審の判断の在り方は不当とはいえない」とした。

【刑事判断と合理的な疑いを超える証明】

長期評価が示した見解の内容が、結果の予見を義務付け、これによらなければ業務上過失罪が成立するというに足りるまでの十分な根拠、データの裏付け等を伴うような性質の情報であった、ということについて合理的な疑いを超える証明がなされたことについての判断が必要であるとし、「国に設置された機関が、・・・〔地震が〕発生する可能性があるという見解を示した以上、長期評価を否定する側に証拠が必要であるとして、立証責任を転換するような見方をすることは、刑事訴訟においてはもとよりできず、・・・長期評価が、原子力発電所の設計津波水位を評価する上で、対策を義務付けられるような波源を提示するという性質を有する情報として受け止めなければならないといえるまでの具体性や根拠を伴うものであったという指定弁護士の立証が不十分であると判断される」と判示した。

そして、「事後的に結果が一致する部分があったからといって、本件地震当時までの時点において、長期評価の見解に上記のような意味での具体性や根拠

が備わっていたという評価には結び付かず、これを前提に津波を予見すべきことを示す論拠とはならない。」とした。

東京高裁は、結論として、被告人らに本件の注意義務があったとは認められず、被告人らを無罪とした原判決に事実誤認はないというべきであり、本件控訴には理由がないから、刑訴法 396 条によりいずれも棄却するとしたのである。

4 具体的過失判断の最前線 もともと判例は危惧感説をどう考えているのか

(1) 具体的予見可能性と危惧感の実像

本件のような過失犯の成否に関し、具体的予見可能性説と危惧感説のいずれを採用するのかという二者択一の問題設定は、無意味である。判例も、本件第 1 審や控訴審判決に示されているように、設定可能な結果回避義務とそれを導きうる予見可能性を、具体的事実を踏まえて慎重に認定しているのである。

そこでは、①行為の担っている価値と、②予想される被害と、③被害発生の予見可能性の程度と、④結果回避義務の容易さ等の総合衡量が行われる（⇒ 6 頁）。そして、衡量の基礎となる様々な専門家の意見の内のいずれを重視すべきかも、当時の被告人の立場に立って、情報の入手容易性の状況を、「立場に基づく情報アクセス義務」を含め、証拠に基づいて認定されるのである。本件第 1 審・控訴審ともに、それらの作業の過程は明示している。

判例は、過失犯の具体的な処罰範囲を、どの程度「具体的な結果」の予見可能性まで要求するかという形で塩梅するとともに、予見可能性を「可能な結果回避措置との相関」で考えてきたのである。

判例が、危惧感説を認めないように見える最大の理由は、「専門家が少しでも危険性を指摘している以上、原発は停止すべきである」という価値判断を前提とする考え方に傾き過ぎるからだといってよい。危惧感説を採用したとされる森永砒素ミルク事件第 2 審（高松高判昭和 41 年 3 月 31 日高刑 19-2-136）

に対し、具体的予見可能性を要求しないのは判例違反であるとする上告を受けた最高裁は、「原判決は、死傷の結果の発生について予見可能性が不要だと判示しているのではなく、……、単に第二磷酸ソーダという注文によっては、右砒素含有率の高い薬品がまぎれ込む危険の予見可能性のあることを判示したものであり」としているのである（最一小判昭和44年2月27日判タ232-168）。すなわち、第2審の判旨も「具体的予見可能性」を認定していると読めるのであり、最高裁も予見可能性に関する判断を、第2審のような形で柔軟に解することを許容しようとしているとも思われる。問題は、予見可能性の中味であり（前田雅英・前掲書223-225頁参照）、判例は、社会規範の変動を受け止めるために、予見可能性の対象・程度を微妙に加減してきたといえよう。『『具体的予見可能性説』が正しいから、過失責任を認めるには、地震による津波の具体的高さまで予見できたことが必要である』とするのも誤りであれば、「原発という多くの国民が不安感を持つ施設は、地震発生の可能性の指摘があれば、停止すべきである」というのも誤りである。

結果回避措置に関しては、「原発を止めたら、電力供給が止まり国民生活が混乱する」ということを意識しながら、「停止期間の長短による混乱の程度」、「停止しなくても安全性を確保する手段の組合せ」などを考慮し、可能な措置が探求され、それを科すだけの予見可能性が検討される。科学的データの存在だけでなく、「被告人の立場にある一般人」にとって、その情報にアクセスしやすいかも衡量されるのである。

(2) 規範的評価としての予見可能性

刑事控訴審において指定弁護士が、「津波襲来可能性の根拠の信頼性、具体性の程度の判断は、純粹に科学的に行うべきで、社会通念を持ち出すべきではなく、たとえ社会通念を持ち出すにしても、原子力発電所に対して絶対的な安全性を求める国民全体の素朴な意識を取り上げるべきであり、最新の科学的、専門的知見を踏まえて合理的に予測される自然災害であれば、原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にないというレベルの極めて高度

の安全性を求めているというべきであり、電力供給義務や運転停止措置の困難性を過度に強調した点には誤りがある」と主張したのに対し、東京高裁は、「刑事責任を負わせる前提としての予見・回避義務を負わせるべき情報であったといえるかどうかの判断が科学的に決まるものであるという前提も採用できない。本件地震前には、本件発電所に関して 10 m 盤を超える津波についての対策を検討すべき具体的な波源モデルを提供できる他の知見の成熟があったとも認められない」と判示した。自然科学からは、「結果回避義務を課するだけの程度の発生確率」というものは導けないし、発生確率だけではなく、地域住民の生命の安全にも関わる電力停止の効果なども勘案されなければならない。まさに規範的評価なのであり、控訴審判断は妥当である。

(3) 民事判断との相違点 結果回避義務の設定の仕方

控訴審判決は、結果回避義務として「原発運転停止措置」を設定し、それ以外の防潮堤設置などの措置を講じていれば、本件事故結果を回避し得たとの主張は、具体的証拠に基づく立証がされなかったとして退けた。この点が、民事の東京地判令和 4 年 7 月 13 日との大きな相異点なのである（ただ、民事と刑事では、事実の認定の仕方が異なることにも注意しなければならない）。

その上で、「発電所の運転を停止することによって、少なくとも中期的に地域への電力の安定供給に関するリスクを生じさせ、住民の生命身体を危険にさらしたり、財産、生活、経済等に悪影響を及ぼさないかどうかは慎重に考えなければなら」ないとし、「漠然とした理由に基づいて本件発電所の運転を停止することはできない立場にある」としたのである。

本件の争点である、「長期評価の認識」が、過失を基礎付けるだけの予見可能性をもたらすかについて、民事（但し第 1 審のみ）と刑事では相反するものとなった。刑事の裁判所は、「原発運転停止措置」を前提に、それを要請するだけの認識と解し得るかを問題にした。そして、東京高裁は、「長期評価」は、原子力発電所の設置、運転に携わる者らとしては、安全対策を行うについての技術・知識や理解力、地震関連分野の専門家との人脈等を含めたりソースを活

用するなどして、見解の内容を慎重に見極めるべきであるとはいえる。しかし、長期評価の内容は、……日本海溝寄りの領域に関しては、判断の結論だけで、一般に納得可能な明確性をもって理由が提示されているとはいえない。その見解が特定の波源モデルを確定的に設定した上での津波評価による対策を要求していると解されるかどうかについては、その後の研究成果等も踏まえて検討する余地があると理解できる部分があったと言わざるを得ない。」と結論づけたのである。「長期評価が示した見解の内容が、結果の予見を義務付け、これによらなければ業務上過失罪が成立するというに足りるまでの十分な根拠、データの裏付け等を伴うような性質の情報」であったことが必要だとする立論は、十分に説得性のあるものといえるように思われる。

これに対し、株主代表訴訟である東京地判令和4年7月13日は、東京電力の株主である原告らが、東京電力取締役であった被告らに対して、取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反ないし法令違反行為）があり、これにより本件事故が発生し、東京電力に22兆円の損害が生じたなどと主張し、会社法847条3項に基づき、同法423条1項の損害賠償請求として、被告らに対し、連帯して、損害金22兆円及びこれに対する遅延損害金を東京電力に支払うよう求め、それが認められたというものである。

刑事とほぼ同様に、長期評価の見解及びこれに基づく計算結果が、原子力発電所を設置し、これを運転して電気事業の用に供している東京電力の取締役に対し、10m盤を超える津波の予見可能性を生じさせる（当該津波を想定した津波対策を義務付ける）信頼性のある知見であったといえるか否かを検討した上で、過失を認めた。

長期評価の見解の信頼性について、地震本部が、国として一元的に地震の評価をなすことを目的として設置された機関の慎重な議論を経たものであり、取りまとめたメンバーとして、地震分野の全体を網羅したトップレベルの地震及び津波の研究者が集められていたことなどから、一定のオーソライズがされた、相応の科学的信頼性を有する知見であったというべきであるとした点が、重要である。

そこで、理学的に見て著しく不合理であるにもかかわらず取りまとめられたなどの特段の事情のない限り、相応の科学的信頼性を有する知見として、原子力発電所を設置、運転する会社の取締役において、当該知見に基づく津波対策を講ずることを義務付けられ、電源喪失といった過酷事故に至る事態が生じないための最低限のいわば弥縫策としての津波対策を速やかに実施するよう指示等をすべき取締役としての善管注意義務があったというべきであると結論づけた。

「最低限のいわば弥縫策としての津波対策」の実施指示を重視している点に、刑事判決と最も異なる点が認められる。刑事裁判では、「後知恵による事故の回避可能性」として退けられている部分である。この点や、科学的判断の重視の点を含め、民事控訴審での判断を見守る必要がある。

ただ、刑罰を科すか否かの決定作業においては、国家機関が地震可能性があるという見解を示した以上、長期評価を否定する側に立証責任が転換されるというようなことは、現行の刑事訴訟においてはあり得ないことは確認しておかねばならない。具体的結果回避措置を義務付けられるような情報として受け止めなければならないといえるまでの具体性や根拠を伴うものであったという十分な立証はなされていないという本判決の結論は、民事判例の存在を前提としても、なお、説得的なものであるといえよう。

